

第2号様式

平成30年度第3回法務省入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	平成31年2月21日(木) 13:30~15:20 法務省大臣官房施設課入札室	
委員	角田 茂 (大学参事) ※委員長 只木 誠 (大学教授) 遠藤 和義 (大学教授)	
審議対象期間	平成30年8月1日から平成30年11月30日まで	
抽出案件	総件数 179件	(備考)
工 一 般 競 争	116件	
標 準 指 名 競 争	0件	
事 随 意 契 約	47件	
業 簡 易 公 募 型 プ ロ ポ ー ザ ル 方 式	2件	
一 般 競 争	4件	
簡 易 公 募 型 競 争	4件	
務 標 準 指 名 競 争	1件	
随 意 契 約	5件	
	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問, それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
	具申又は勧告	回 答
委員会による意見 具申又は勧告の内容	なし	なし

別 紙

意 見 ・ 質 問	回 答
1 工事の発注状況について 意見・質問なし	
2 業務の発注状況について 意見・質問なし	
3 応札者が一者であった契約について 意見・質問なし	
4 指名停止の運用状況について 意見・質問なし	
<p>5 工事抽出案件について (1) 平成29年名古屋刑務所豊橋刑務支所鍛錬場等整備工事 本件は紙入札か。</p> <p>本件は再度公告案件で、入札参加者が2者いたにも関わらず、不調となったとのことであるが、不調の理由は確認しているか。</p> <p>本件は、1回目の公告時に入札参加していた者は参加しなかったのか。</p> <p>本件は、1回目の公告時と条件等の変更を行ったのか。</p> <p>本件は2回目の入札でも落札できなかったため不落随契に手続を移行</p>	<p>紙入札である。</p> <p>1者については、入札をする際に必要となる図面等を入札日まで取りに来なかったため、原因は不明であるが、残り1者は資材調達の関係に不安があり、入札公告記載の工期を守れない可能性があることから入札辞退したとのことであった。</p> <p>1者が1回目の公告時に入札参加していた者である。</p> <p>行っていない。</p> <p>不落随契はできる限り行わないようにしているが、工期の関係で再度入札</p>

<p>しているが、再度公告案件においては不落随契を行うことが多いのか。</p>	<p>手続きを行う期間を確保できない場合等の理由があった場合には、入札説明書等に不落になった場合は随意契約の手続に移行する旨を記載した上で、不落随契を行っている。</p>
<p>最近の入札手続を電子入札で行うことも多いと思われるが、電子入札を行うか紙入札を行うかの判断は誰が行うのか。</p>	<p>発注機関の支出負担行為担当官が判断する。</p>
<p>紙入札による事務手続や入札参加者の出頭の負担を軽減する観点から、電子入札を推奨すべきではないのか。</p>	<p>各発注機関に電子入札システムのマニュアルを配布したり、協議会等で説明を行ったりして、電子入札の推奨を行っており、今後もこの取組を続けていく。</p>
<p>(2) 名寄法務総合庁舎新営（建築）工事（第4回変更）</p> <p>本契約の契約変更理由に消防指導により火災報知機を設置するとあるが、消防指導はどの時点で行われるのか。</p>	<p>建築基準法に基づく計画通知を行った時期と着工後の2回行われる。</p>
<p>6 業務抽出案件について</p>	
<p>(1) 大阪医療刑務所実施設計業務</p> <p>本件については、参加者から提出された技術提案を複数の評価者が評価を行っているところ、評価者ごとに業者の点数にばらつきが見られるが、評価結果を評価者に確認する機会はあるのか。</p>	<p>技術提案の評価内容を審査する委員会において、各評価者からどのような観点から評価を行ったのか等を確認している。</p>
<p>(2) 平成30年度網走刑務所二見ヶ岡農場牛舎等実施設計業務</p> <p>入札参加要件について、管理技術者の雇用期間を6月以上としているが、3月以上ではないのか。</p>	<p>本来は3月以上の雇用関係であるが、担当者が誤って記載したとのことである。</p> <p>原因としては、かつては雇用期間を6月以上としていたところ、雇用期間</p>

の要件が変更になっていることを失念していたとのことであり、以後誤りのないように、発注官署に指導を行った。

(3) 平成30年度喜連川少年院改修
(第2期) 実施設計業務

各参加者から提出された技術提案について、どの提出者が優れているかということは、すぐに分かるものなのか。

技術提案については、設計するに当たりどの点に着目し、どのような設計を行うという提案を行うことになるが、着目点・内容ともに合理的な提案を行う者については、概して高い評価となっている。

本件は、総合評価落札方式を採用しているが、総合評価の評価点が最も低い点数であったとしても、当該参加者だけが予定価格以下の入札額となった結果、当該参加者が落札者となることがあるのか。

本件のように、総合評価の評価点が最も低かったとしても、その者の入札額だけが予定価格以下の入札額となり、当該参加者が落札者となる例はある。

(4) 静岡刑務所(第2期)改修実施設計業務

本件は、簡易公募型競争入札を行ったものの、入札参加者が1者しかいなかったことを理由として手続を中止し、指名競争入札に手続を切り替えているが、指名競争では9者が参加表明していることから、業務が発注されているということを各業者に幅広く周知させる必要があるのではないか。

現在、入札公告があったことを電子メールでお知らせするメール配信サービスにより、公告情報を配信し参加業者を増やす取組を行っているところであるが、併せて、同サービス自体の広報も行い、入札参加者を増やす努力を行っている。

参加意思の有無を確認するために指名者から提出させている参加意思表明書について、入札参加者希望者については、本業務を履行する際の協力業者を参加意思表明書に記載させているが、当欄に協力会社を記載した場合、記載した協力業者以外は業務を委託することができなくなる

入札説明書において協力業者がいる場合は、その業者を記載することとしていることから、入札参加時に提出された協力業者に行わせるべきと考えている。

<p>のか。</p> <p>本件は落札率が35パーセント程度であり、かなり低い落札率となっているが、履行上の問題は発生していないのか。</p> <p>当初の簡易公募型競争入札に参加していた1者は、今回の指名競争入札にも参加していたのか。</p>	<p>現時点において、履行上の問題は発生していない。</p> <p>参加しているが、落札者とはなっていない。</p>
<p>(5) 沼津法務総合庁舎仮庁舎実施設計業務</p> <p>本件随意契約を行った理由として、本件設計対象の仮庁舎敷地が沼津市の所有であり、沼津市との土地借用期間の関係から、随意契約を行ったとのことであるが、借用期間の調整はできなかったのか。</p>	<p>土地借用期間については、これ以上の調整が困難である可能性があったことから、随意契約とした。</p>